

島原市の

障害者福祉

障害者福祉サービスのご案内



SHIMABARA

ふくしシンボルマーク

島原市福祉事務所

《もくじ》

○身体障害者手帳	1
○療育手帳	2
○精神障害者保健福祉手帳	3
○補装具	5
○障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	
・介護給付	
居宅介護（ホームヘルプサービス）	6
生活介護、短期入所、行動援護、施設入所支援	7
・訓練等給付	
グループホーム、自立訓練	7
自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援	8
就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援	8
・障害児給付	
児童発達支援・放課後デイサービス	9
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	9
・地域生活支援拠点等事業	
地域生活支援拠点等事業	9
・地域生活支援事業	
視覚障害者ガイドヘルパー	9
移動支援、訪問入浴サービス	10
日中一時支援、地域活動支援センター、障害者相談支援	10
日常生活用具の給付	11
コミュニケーション支援、視覚障害者生活訓練	14
声の広報、自動車運転免許取得助成	15
自動車改造費助成	16
○朗読ボランティア	17
○福祉交通機関利用券	17
○軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	18

○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	19
○「文字表示付戸別受信機」の貸与	20
○自立支援医療（更生医療・育成医療）	21
○自立支援医療（精神通院）	22
○福祉医療	23
○各種優遇措置	
1 乗り物の割引	24
2 有料道路通行料金割引	25
3 長崎県おもいやり駐車場制度	27
4 ヘルプマーク・ヘルプカード	28
5 NHK放送受信料減免	30
6 自動車税減免	31
7 所得税の障害者控除	32
8 住民税（市県民税）の障害者控除	33
○障害基礎年金、障害厚生年金	34
○特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当	35
○心身障害者扶養共済制度	36
○雇用促進	37
○関係機関一覧	38
○市内の障害者施設・事業所一覧	39
○障害者相談員	46

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条の規定により、一定の障害のある人に対して、その申請に基づき都道府県知事及び政令指定都市の市長が発行するものです。身体障害者手帳を持っている人は各種の福祉サービスや様々な優遇措置を受けることができます。身体障害者手帳は、それを受けるための証明書の役目をしています。

○ 身体障害者手帳は、障害の内容により下記のとおり区分され、障害が重い方の1級から軽度の6級までに分けられています。1級と2級を重度障害と呼びます。

①視覚障害

②聴覚又は平衡機能障害

③音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害

④肢体不自由

上肢、下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢、移動機能）障害

⑤内部機能障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝機能障害

⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

○ 身体障害者手帳を申請するには、福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。すでに身体障害者手帳をお持ちの人でも、障害が重くなったとき、又は新たに障害を負われた場合にも同様に手続きを行うことができます。

○ 手帳を紛失、もしくは破損したときは、写真（たて4cm×よこ3cmの上半身）をお持ちになり福祉事務所で再発行を受けてください。

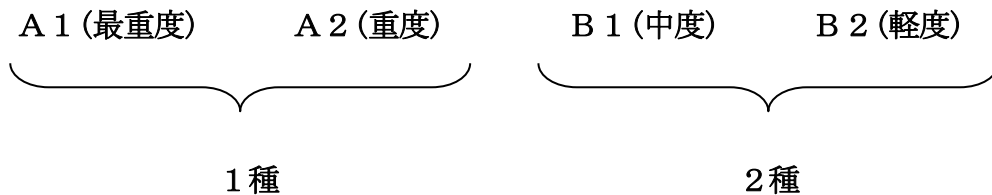
○ 身体障害者手帳をお持ちの人が死亡された場合は、福祉事務所へ手帳を返還してください。

○ 転出されたときは、転出先の市町村役場の福祉事務所又は担当課で転入の手続きをしてください。

療育手帳

生まれつき又は病気などにより、心身の発達期（おおむね18歳までに）知的機能障害が現れ、能力低下や社会的不利益を生じ日常生活に支障を来す可能性があるため、申請に基づき都道府県知事及び政令指定都市の市長が発行するものです。療育手帳を持っている人は各種の福祉サービスや様々な優遇措置を受けることができます。療育手帳は、それを受けるための証明書の役目をしています。

- 療育手帳は障害の内容により下記のとおり4つに区分されます。



※手帳の区分や判定基準は都道府県によって異なる場合があります。

- 療育手帳を申請するには、福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。
※写真（たて4cm×よこ3cmの上半身）が必要です。
- 手帳を紛失、もしくは破損したときは、福祉事務所で再発行を受けてください。
※写真（たて4cm×よこ3cmの上半身）が必要です。
- 療育手帳に記載されている内容（住所・電話番号・保護者名など）に変更が生じたときは、福祉事務所で手続きをしてください。（「記載事項変更届」の提出）
- 転出されたときは、転出先の市町村役場の福祉事務所又は担当課で転入の手続きをしてください。（「記載事項変更届」の提出：県をまたぐ場合、手続きが複雑になることがあります。）
- 有効期限のある療育手帳をお持ちの人は、有効期限の1～2か月の前までに福祉事務所で手続きをしてください。（「再判定申請書」の提出）
- 手帳をお持ちの人が死亡された場合は、福祉事務所へ手帳を返還してください。（「返還届」の提出）

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法第45条の規定により、一定の精神障害の状態があることを証明するものです。

この手帳の交付を受けた人に対し、各種の支援を行い、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を目的としています。

1. 手帳の障害等級

1級	単独で日常生活が困難な状態（障害年金1級程度）
2級	日常生活も著しい制限を受ける状態（障害年金2級程度）
3級	日常生活、社会生活上に制限を受ける状態（障害年金3級程度）

2. 対象となる障害(病名)

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約（障害）がある人（入院・通院の区別は無く希望者は申請できる）

○対象となる病名

- ・統合失調症・躁うつ病・非特定型精神疾患・てんかん・中毒性精神病
- ・器質性精神病・その他の精神疾患

3. 手帳の記載事項変更の申請

・障害の症状が重くなった場合や、住所や氏名等が変更になった場合は、変更の届け出が必要です。所定の申請書に記入して申請してください。

4. 手帳の再発行

- ・手帳を紛失または破損した場合、再発行が可能です。
- ・再発行の手続きに必要なもの
 - 申請書
 - 写真（縦4 cm×横3 cm の上半身）

5. 手帳更新

- ・手帳の有効期間は2年です。
- ・更新申請に基づき障害の状態を再認定した上で更新されます。
- ・手帳の更新には県の審査を経る必要がありますので、更新の決定が下りるまで、1～3か月ほどかかります。
- ・更新手続きは有効期限の3か月前からできますので、各自手帳の有効期限をご確認ください。
- ・更新手続きに必要な書類
 - 申請書
 - 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）もしくは精神障害による障害年金の受給が確認できるもの（年金証書、振込通知等）

6. 転出する場合

- ・転出されたときは、転出先の市町村役場の福祉事務所又は担当課で転入の手続きをしてください。

7. 手帳の返還

- ・死亡等の理由により該当しなくなった場合は、速やかに市役所まで返還してください。

※ 精神障害者保健福祉手帳に関する手続きに必要な書類は、市役所でお渡しできますので、福祉事務所までお越しください。

補 装 具

補装具費の支給

障害により失われた部位や欠陥のある部位を補うために、次のような用具を購入、借受けする際に費用の助成があります。すでに交付された用具の修理も行えます。

《対象となるのは》

身体障害者、身体障害児（身体障害者手帳の交付を受けた人）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等。障害の種別及び等級により支給される補装具が定められています。

《給付される用具》

障 害 区 分	用 具
視 覚 障 害	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡等）、点字器
聴 覚 障 害	補聴器
肢 体 不 自 由	各種装具、義肢（義手、義足）、座位保持装置、車椅子、歩行器
	頭部保護帽、歩行補助杖（多点杖）、重度障害者用意志伝達装置

《手 続 き》

身体障害者手帳と用具の見積書を用意して、福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。用具によっては身体障害者手帳による給付基準があります。また、診断書が必要な場合もあります。※必ず機器の購入前に申請してください。

《負 担 金》

補装具の購入にかかる費用の1割です。

申請をされる人の属する世帯の収入状況・課税状況に応じ、上限額があります。

注) 他法の制度において、同様の装具が給付または貸与可能な場合はそちらが優先されます。

注) 世帯の中で、市民税所得割額が46万円以上課税されている人がいらっしゃる場合は、補装具費の補助はありません。（費用の全額が自己負担となります。）

注) 給付される補装具には基準額が定められています。基本的に基準額内のものしか給付できませんが、基準額を超える額を自己負担されれば給付できるものもあります。詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。

障害福祉サービス事業 及び 地域生活支援事業

●障害福祉サービス事業

《対象者》

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という）をお持ちの人と、精神障害や難病等（対象＝376疾患：手帳の有無を問わない）の患者で、特にサービスが必要な人。

※ ただし、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の手帳所持者については、介護保険法に基づく要介護認定等申請を行い、介護保険法に基づくサービスを優先して利用していただくことになります。

《負担金》

1割負担です。

※申請をされる人の属する世帯の収入や課税状況に応じ、上限額があります。

《手続き》

介護給付費・訓練等給付費支給申請書及び必要書類を福祉事務所に提出してください。

申請後、日常生活にどのくらい支援が必要か確認するため認定調査（80項目）を行います。

なお、介護給付については、障害支援区分（1～6）の認定が必要です。（区分に応じて受けられるサービスは異なります。）

相談支援事業所にサービス利用計画案の作成を依頼します。

～介護給付～

1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排泄、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、外出時の移動の介護など日常生活の支援を提供します。

派遣回数やサービス内容は、利用される人の身体状況や世帯の状況により決定されます。

2. 生活介護(デイサービス)

常時介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事等の介護、創作・生産活動のサービスを提供します。

3. 短期入所(ショートステイ)

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合、施設へ短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護を行います。(宿泊を伴う利用となります)

4. 行動援護

知的又は精神障害によって行動が困難で、常時介護を必要とする人に外出時の移動支援を行います。

5. 施設入所支援

施設入所者に、主に夜間に入浴、排泄、食事等の介護を行います。

～訓練等給付～

6. 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

7. 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)

知的又は精神障害のある人に、生活能力の維持・向上訓練を行います。

8. 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人を対象として、定期的な巡回訪問や、電話、メール等による随時の対応を行います。

9. 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。

10. 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。(雇用契約あり)

11. 就労継続支援(B型)

年齢や体力面で雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。(雇用契約なし)

12. 就労定着支援

就労支援移行等を利用し一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化で生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関と連絡調整を行い、課題解決に向けて必要な支援を行います。

13. 就労選択支援

障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

14. 計画相談支援

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むための福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、サービス利用計画の作成などにかかわります。

～障害児給付～

15. 児童発達支援・放課後等デイサービス

障害児に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

16. 居宅訪問型児童発達支援

通所が困難な重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

17. 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障害児を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

～地域生活支援拠点等事業～

18. 地域生活支援拠点等事業

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するものです。

現在、本市においては、2つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応）を備えた事業所等の連携により進めています。

平常時に介護している方が長期間不在になる等、障害者のケアができない、在宅での生活ができない状態になったとき等に、まず相談支援事業所に相談することにより緊急時受入（原則7日以内）が可能な事業所につなげていくものです。

●地域生活支援事業

19. 視覚障害者ガイドヘルパー

重度の視覚障害者が外出される際に、ガイドヘルパーを派遣して付き添いを行うものです。

《利用できるのは》

- ①視覚障害の程度が1級・2級に該当する人
- ②その他、特に必要と認める人

《内容 は》

官公庁や病院など社会生活上必要不可欠な場所へ外出される際に、付き添いをする人がいない場合、ガイドヘルパーを派遣して付き添いを行います。派遣時間や派遣範囲については限定していませんが、宿泊を伴う派遣は出来ません。

《利用 料》

無料です。ただし、ガイドヘルパーの交通費は利用者負担となります。

《手 続 き》

初めて利用される人は、福祉事務所で登録を行ってください。（電子申請が可能です。）

登録を済ませた人が、ガイドヘルパーを利用する際は、事前に福祉事務所へ電話で申請してください。

20. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促すために外出支援を行います。

21. 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、居宅で訪問入浴車両により入浴サービスを行います。

22. 日中一時支援事業

日中において、障害のある人を見守る人が不在のときに、支援事業所に一時的に預けることにより見守りなど必要な支援を提供します。

23. 地域活動支援センター

障害のある人が通所して、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等を行うサービス。

Ⅲ型（1日当たり概ね10人以上の利用者）・・・ 島原グリーンステーション

24. 障害者相談支援事業

障害のある人からの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

25. 日常生活用具の給付

重度の障害者及び難病患者等の日常生活を容易にするため、各種用具が給付されます。

《対象者》

下記の給付される用具の「対象者」欄に掲げる重度障害者等及び難病患者等。

《給付される用具》

身体障害者

用 具	対 象 者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を必要とするものに限る）
特殊尿器	下肢障害又は体幹機能障害１級（常時介護を必要とする者に限る）
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴にあたって、家族等他人の介助を必要とする者に限る）
体位変換機	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を必要とする者に限る）
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害３級以上
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上
杖（一本杖）	歩行の不安定な者
歩行支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害３級以上で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
頭部保護帽	知的障害程度が重度以上で、てんかん発作のある障害（児）者
特殊便器	上肢障害２級以上
火災警報器	障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
自動消火器	障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
電磁調理器	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害２級以上

聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者)
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
ネブライザー	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者
電気式たん吸引器	呼吸機能障害３級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者
酸素ボンベ運搬車	医療保険において在宅酸素療法を行う者
盲人用体温計(音声式)	視覚障害２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
盲人用体重計	視覚障害２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害３級以上又は肢体不自由４級以上であって、発音・発語に著しい障害を有する者
情報・通信支援用具(周辺機器又はソフト)	視覚障害・上肢障害１級の障害児 視覚障害・上肢障害２級以上の者
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級)の身体障害者であって、必要と認められる者
点字器	視覚障害児・者で、必要性のある者
点字タイプライター	視覚障害２級以上
視覚障害者用ホーミングボード	視覚障害２級以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害３級以上で、本装置により文字等を読むことが可能になる者
盲人用時計	視覚障害２級以上のもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・言語障害３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる者
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの
人口喉頭	音声・言語機能障害児・者で、喉頭摘出後の者
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者
ストマ用装具	人工肛門・人工膀胱で腹壁から排尿便があり、採尿便の袋を装着する必要がある身体障害児・者
収尿器	膀胱機能障害又は下肢機能もしくは体幹機能障害児・者であって排尿を自分の意志でコントロールできず、常時失禁状態の者
紙おむつ	３歳以前の脳原生機能障害等で口語での意思表示が困難で常時紙おむつを必要とする身体障害児・者
非常用電源装置	在宅で人工呼吸器の装着が必要な医療的ケア児

居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)
------------	--

知的障害者

用 具	対 象
特殊マット	原則として3歳以上の者
特殊便器	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢障害2級以上である者で、原則として3歳以上の者
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
電磁調理器	18歳以上の者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)

《手 続 き》

障害者手帳と印鑑、用具の見積書、カタログをお持ちになり、福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。

ストマ用装具と紙おむつの申請につきましては、申請月より以前に遡って給付決定を行うことができないため、月末前に申請書の提出をお願いします。

※給付決定前に用具を購入された方は、給付の対象となりませんので、必ず購入前に申請してください。

《負 担 金》

用具の価格の1割です。

※申請をされる人の属する世帯の収入や課税状況に応じ、上限額があります。

※給付される用具には、それぞれに基準額が定められています。基準額を越える用具を希望される場合、越える額について全額自己負担となります。

26. コミュニケーション支援事業

聴覚または音声・言語機能に障害を有し、意思疎通が困難な人が外出される際に、意思伝達の仲介者が得られない場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣して意思疎通の仲介を行うものです。

《利用できるのは》

- ①聴覚・音声・言語いずれかの障害者手帳の交付を受けた人
- ②その他、特に必要と認める人

《内容は》

外出される際に意思伝達の仲介者がいない場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。派遣時間や派遣範囲については限定していませんが、宿泊を伴う派遣は出来ません。

《利用料》 無料です。

《手続き》

利用される人は、手話通訳者または要約筆記者の利用日の7日前までに、福祉事務所窓口、FAXまたは、電子申請にて申請してください。 Fax：0957-62-2923

27. 視覚障害者生活訓練

視覚障害者に対して、将来の生活の方法を見出すために必要な助言、指導並びに自立生活に必要な感覚訓練、点字指導等を行い、視覚障害者の社会復帰の促進を図ります。指導員の派遣又は通所の方法により実施します。利用料は無料です。

《訓練内容》

- ①盲人用具の使用方法
- ②白杖による歩行訓練
- ③日常生活動作訓練

《手続き》

利用を希望する場合は、事前に福祉事務所で利用者登録を行ってください。登録後の利用申込みは電話でもできます。

28. 声の広報

「ゆずの会」のご協力により、島原市広報、または市議会だよりを CD-ROM に録音した『声の広報』を、毎月希望される視覚障害者へお送りしています。利用料は無料です。

希望される人は福祉事務所へ申し込んでください。

身体障害者の自立更生と社会活動の促進を図るため、運転免許取得のための費用を助成します。

《利用できるのは》

島原市内に1年以上居住している人。

身体障害者手帳の交付を受けており、免許の取得により社会参加が見込まれる人。

前年の所得税額が14万円以下の世帯に属する人。

《内容は》

10万円を限度とし、免許の取得に直接要した費用の2/3以内を助成します。

《手続き》

大村運転免許試験場にて適性検査を受けた後、福祉事務所に所定の申請書を提出して手続きを行ってください。

29. 自動車運転免許取得助成

身体障害者の自立更生と社会活動の促進を図るため、運転免許取得のための費用を助成します。

《利用できるのは》

島原市内に1年以上居住している人。

身体障害者手帳の交付を受けており、免許の取得により社会参加が見込まれる人。

前年の所得税額が14万円以下の世帯に属する人。

《内容は》

10万円を限度とし、免許の取得に直接要した費用の2/3以内を助成します。

《手続き》

大村運転免許試験場にて適性検査を受けた後、福祉事務所に所定の申請書を提出して手続きを行ってください。

30. 自動車改造費助成

身体障害者が、勤労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

《利用できるのは》

次の要件のいずれにも該当する人

- (ア) 自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人
- (イ) 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人

《内容は》

自動車の改造に直接要した費用を助成します。ただし、10万円を限度とします。

《手続き》

福祉事務所に備え付けの申請書と下記の書類等を揃えて福祉事務所で手続きをしてください。

手続きは、必ず改造を始める前に行ってください。

- (必要書類等)
- ① 申請書
 - ② 改造業者が作成した見積書
 - ③ 運転免許証の写し
 - ④ 自動車検査証の写し
 - ⑤ 身体障害者手帳の写し
 - ⑥ 改造前の状況を示す写真
 - ⑦ 同意書また所得・課税証明書

そ の 他

1. 朗読ボランティア

ボランティアグループ『ゆずの会』の皆様により、時事、行事予定、島原半島の歴史等や各種情報、また希望される本をテープに録音し、視覚障害者の人へお送りしています。

視覚障害のある人はどなたでも利用できます。利用を希望される人は、福祉事務所へ申し込んでください。

2. 福祉交通機関利用券

療育手帳所持者、視覚障害者及び車椅子を常用している重度の身体障害者、精神障害保健福祉手帳所持者等を対象に、タクシー料金、島原鉄道運賃、路線バス、コミュニティバスの運賃の一部を助成します。

☆手帳による割引と同時に利用できます。※乗り物の割引（24頁）もご参照ください。

《利用できるのは》

市内に住所を有する在宅者で、自ら運転を行わず、次のいずれかに該当する人。

- ①療育手帳の交付を受けた人（障害程度を問わない）
- ②身体障害者手帳1級・2級の交付を受けた人で、車椅子を常用している人
- ③身体障害者手帳視覚障害1級の交付を受けた人で、下記のいずれかに該当する人
 - A 視覚障害1級の夫婦のみの世帯
 - B Aに掲げる障害を有し、日中の介助者がいない世帯
 - C Aに掲げる障害を有し、介助者が高齢等のため外出時の介助が困難な世帯
 - D 視覚障害1級の単身世帯
- ④身体障害者手帳の交付を受けた人で、通院による人工透析を行っている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人

《内容 は》

利用券（1枚100円券）を年180枚（年間：18,000円）交付します。

《手続 き》

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑をお持ちになり、福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。

☆利用できる交通機関は、市内のタクシー会社、島原鉄道、島鉄バス、島原市コミュニティバスです。

3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の取得の対象とならない、軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成することにより、音声言語能力及びコミュニケーション能力等の成長に寄与し、もって難聴児の発達を促すことを目的とするものです。

《利用できるのは》

- ・保護者の方が島原市内に住所を有し、両耳の聴力が30デシベル以上で、身体障害者手帳を所持していない18歳未満の児童。（所得制限はありません。）

《助成額》

基準価格の2/3を助成します。（見積額が基準額を下回る場合はその額の2/3）

《手続 き》

福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。次の書類が必要です。

- ・島原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
- ・補聴器販売業者が作成した見積書

※必ず機器の購入前に申請してください。

4. 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。

ただし、身体障害者手帳が取得されている場合は、日常生活用具給付による給付が優先となります。

《利用できるのは》

- ・島原市内に住所を有する、在宅の小児慢性特定疾病児童。(機器ごとに症状が規定されています。)

《対象となる機器》

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター ストーマ装具(蓄便袋、蓄尿袋)、人工鼻、チューブ型包帯

計19品

《自己負担額》

対象者の扶養義務者の所得区分によって自己負担額が定められています。(全額自己負担の場合もあります。)

《手 続 き》

福祉事務所に備え付けの申請書により手続きをしてください。次の書類が必要です。

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ・給付を受けようとする用具の見積書

※必ず機器の購入前に申請してください。

5. 「文字表示付戸別受信機」の貸与

島原市では、市からの緊急情報や行政情報を、防災行政無線にてお知らせしておりますが、音声による情報伝達が難しいと思われる、聴覚の障害者手帳2級・3級の方がいらっしゃる島原市在住のご家庭へは、別途、防災情報等を音声と文字表示にてお知らせする「文字表示付戸別受信機」を貸与しております。

つきましては、設置を希望される場合は、貸与申請書兼借用書にご記入の上、市民安全課まで提出をお願いします。

なお、戸別受信機は、島原市の防災行政情報のみの受信となり、市外へ転出される場合等は返却が必要となります。

《戸別受信機の内容》

- ・受信機：放送内容を音声と文字表示により伝達します。
- ・点滅等：受信機に情報が届くと、赤色ランプが点滅し合図します。
- ・サイズ：横30cm×縦10cm×高さ15cm 重量 約1.5kg

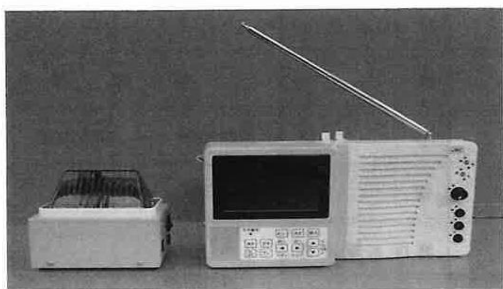
※機器の設置には電源の確保が必要です。

《設置作業について》

- ・貸与申請書兼借用書提出後、設置業者と調整の上、設置日時等を連絡します。

機器の操作説明等もありますので、ご家族等支援者の方がいらっしゃれば、同席をお願いします。設置作業には30分程度時間を要します。

※極力指定する場所に設置しますが、電波受信の関係上、別の場所へ設置をお願いすることもあります。



《問い合わせ先》

島原市役所 市民安全課

電話 0957-62-8022

医療費助成

1. 自立支援医療(更生医療・育成医療)

身体障害者の更生のため、障害の除去あるいは軽減によって、職業能力や生活能力の回復、増進を促すことを目的として、指定自立支援医療機関で行われる医療について、その医療費の自己負担を軽減するものです。

《利用できるのは》

身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人。18歳以上は更生医療、18歳未満は育成医療が利用できます。(育成医療は手帳の交付を受けていなくても可)

《内容は》

関節形成術、補装具適合手術、角膜混濁除去術、外耳形成術、ペースメーカー植え込み、心臓弁置換術、人工透析、腎移植などの障害の除去、軽減を目的とした医療が対象です。医療費の自己負担は、通常健康保険診療で3割負担のところ、この制度を利用すると原則1割負担となります。(所得状況によっては対象とならないこともあります。)

《手続き》

申請書及び医師の意見書等の必要書類を福祉事務所へ提出して下さい。(原則事前の申請が必要ですので、ご相談ください。)

2. 自立支援医療(精神通院)

自立支援医療（精神通院）は、精神疾患で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。この制度を利用すると、病院での自己負担が通常3割負担から1割負担となります。（所得によっては、さらに減額制度あり。）

《利用できるのは》

精神的疾患が持続している為に継続的な通院医療を要する人、あるいは現在症状は安定しているが、現状を維持し再発を予防するために、継続的な通院を要する人。

《内容は》

精神疾患や精神障害のために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます）が対象となります。

《手続き》

福祉事務所で所定の申請書をお受け取りの上、福祉事務所まで申請してください。

手続きには以下の書類が必要になります。

- 申請書
 - 診断書
 - 保険内容のわかるもの（同一保険加入者全員）
 - 同意書（所得状況、住民票等の確認に対する同意を求めるもの）
 - 障害年金証書等の写し（障害年金を受給している人のみ）
- ・自立支援医療（精神通院）認定後は、1年に1回の更新手続きが必要となります。上記の書類を福祉事務所までご提出ください。
 - ・更新手続きの際、診断書の提出は2年に1回必要になります。
 - ・更新の手続きは、有効期間終了の **3か月前**から可能です。更新の認定には **1～3か月**ほどかかりますので早めの申請をお願いします。

3. 福祉医療

障害のある人が、病気やけがをしたときの医療費のうち、保険適用の一部負担金に対し助成をします。

《利用できるのは》 ※世帯の所得状況により支給制限あり

- ① 身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた人。
- ② 療育手帳A1・A2・B1の交付を受けた人。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人。(通院医療費のみ)

《内容は》

医療費のうち、保険適用の一部負担金から一定の金額を差し引いた金額及び薬代の一部負担金を助成します。また、高額医療に該当する人は高額療養費の制度より払い戻される金額を差し引いた医療費が対象となります。

《手続き》

保険内容のわかるもの（保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータル画面等）と印鑑及び障害者手帳、振込先の口座通帳をお持ちになり福祉事務所で手続きをしてください。

★福祉医療費の自己負担額

自己負担額は、1医療機関1ヶ月分の費用ごとに算出

診療日数	基準額
1日	800円
2日以上	1,600円
処方箋による薬局での支払い額	0円

※身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方については、上記の基準額を超えた額の2分の1が助成されます
処方箋については、病院等での院内投与は含まれません。

★福祉医療費の支給対象とならない費用

- 各健康保険から支給される高額療養費及び附加給付
- 入院時の食事療養費
- 医療保険の対象とならない費用
例)・自費診療分の治療費
 - ・入院時の差額ベッド代、病衣代など
 - ・文書料
 - ・健康診断の費用
 - ・インフルエンザなどの予防接種費用
 - ・介護サービス費（介護保険適用）

各種優遇措置

1. 乗り物の割引

1種(療育A1・A2、精神1級)と2種(B1・B2、精神2級・3級)で割引の条件が違います。

1種の人は介護人も割引が受けられます。

	区分	乗車券の種類	割引率	取扱区間	手続き
JR (島原鉄道を含みます。)	第1種 (介護人同伴)	普通乗車券 定期乗車券 普通回数乗車券 急行券	50%	全区間	手帳を提示して購入 ※1種の障害者が単独 で行動する場合は、 2種障害者扱いと なります
	第2種	普通乗車券	50%	片道101km以上の利用に限り全区間 (ただし、島鉄に限り、島鉄社線区間内であれば、距離に関係なく割引される)	手帳を提示して購入
	12歳未満の 第2種障害者 (介護者同伴)	定期乗車券	50%		手帳を提示して購入
航空	全ての「本人・介護人」に適用		30% 前後	JAL、ANAほか、一部の航空会社の国内線全区間	手帳を提示して購入
バス	手帳所持者 (1種障害者は介護人を含む)		50%	各バス会社の全線	運転手に手帳を提示
船舶	第1種(介護人を含む)		50%	全区間	手帳を掲示するとともに乗船券発売所で手続きをして下さい。(適用のない会社もあります)
	第2種			会社によっては片道101km以上	
タクシー	手帳所持者		10%		運転手に手帳を提示(適用のない会社もあります)

※JRは、第1種の方が単独で行動する場合は、第2種扱いとなります。

※航空運賃及び有料道路通行料金(次ページ)の割引を受けるには、手帳に割引対象となる記載もしくは証印が必要です。手帳を持参し福祉事務所で手続きをしてください。

※精神障害者の場合は、会社によっては乗り物の割引の対象外となりますので、利用される前に交通機関への確認をお願いします。

2. 有料道路通行料金割引

《利用できるのは》

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人、または障害者と生計を一にする人が所有する車を、障害者自らが運転する場合。
- ② 重度の身体障害者（第1種身体障害者）や重度の知的障害者、または障害者と生計を一にする人が所有する車を、障害者を乗せて介護者が運転する場合。
- ③ 重度の身体障害者（第1種身体障害者）や重度の知的障害者を継続して日常的に介護している者が所有する車を、障害者を乗せて介護者が運転する場合。

《利用できる自動車》

- 障害者ご本人が運転される場合
 - ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等
 - ・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等（事前登録は不可）
- 障害者ご本人以外が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
 - ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等
 - ・日常的に介護している者が所有する自家用乗用車等
 - ・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や、福祉有償運送車両（事前登録不可）

※ 登録は、障害者1人につき1台ですが、自動車を保有されていない方も申請は可能です。

（詳しくは福祉事務所までお問い合わせください）

《内 容》

料金所にて、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引を受けます。

割引率は50%です。

《手 続 き》

福祉事務所にて、身体障害者手帳または療育手帳、運転免許証、車検証を提示して申請手続きを行ってください。

E T Cをご利用される場合は、セットアップ証明書及び、E T Cカードも併せて提示してください。

※E T Cカードの名義人は、原則として対象障害者「本人」となります。

ただし、対象障害者が20歳未満の重度障害者で、障害者ご本人以外の方の運転が認められ、かつ障害者ご本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者その他の法定代理人等名義のE T Cカードを登録できます。

《オンライン申請について》

オンライン申請を円滑にするため、当面の間は申請対象をE T C利用申請者限定にします。

オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、引き続き福祉担当窓口での申請も継続します。

申請に必要な書類や手続き方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。

※ 割引は、登録された自動車を障害者本人が運転している場合、もしくは障害者を乗せて介護者が運転している場合のみ適用されます。違反した場合の罰則が定められていますのでご注意ください。

3. 長崎県おもいやり駐車場制度

《内 容》

障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、長崎県内共通の利用証（長崎県障害者等用駐車場利用証）を車内の見やすい場所に掲示（ルームミラーにかける等）することで利用できる制度です。

制度は、障害者用駐車場を利用できる人を「歩行困難な人」とし、下記の人が申し出により利用できます。

- ① 身体障害者（障害の種別により、対象となる等級は各々）
- ② 高齢者（介護認定を受けた人で要介護度1以上の人）
- ③ 難病患者（特定疾患医療受給者）
- ④ 知的障害者（療育手帳の障害程度がA判定 [A1・A2] の人のみ）
- ⑤ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の人）
- ⑥ 一時的に歩行が困難な人（けがで車椅子・杖等を使用する人、病人、妊産婦）

※上記については、交付基準が定められております。詳しくは次項、問い合わせ先（県福祉保健課）におたずねください。

《利用できる駐車場》

ショッピングセンター・医療機関・公共施設など、県と協定を結んだ施設の駐車場。

施設名は、利用証の交付窓口や県のホームページ（http://www.pref.nagasaki.jp/s_fukushi）でお知らせしております。

《手 続 き》

福祉事務所に備え付けの交付申出書に必要事項を記載し提出してください。交付基準を確認のうえ、即日、利用証を交付します。

《申請に必要なもの(有効期間)》

- ① 身体障害者・・・・・・・・身体障害者手帳（1年以上 [障害等がなくなるまでの期間]）
- ② 高齢者・・・・・・・・介護保険被保険者証（同 上）
- ③ 難病患者・・・・・・・・特定疾患医療受給者証（同 上）

- ④ 知的障害者・・・・・・・・療育手帳（1年以上 [障害等がなくなるまでの期間]）
- ⑤ 精神障害者・・・・・・・・精神障害者保健福祉手帳（同上）
- ⑥ けがをされている人・・・・診断書（1年未満で必要な期間 [車椅子・杖などの使用期間]）
- ⑦ 病人・・・・・・・・診断書（5年未満で必要な期間）
- ⑧ 妊産婦・・・・・・・・母子健康手帳（同上 [母子手帳取得時～産後1年]）

※①～⑤の利用証は、白地に緑色でプリント。

※⑥～⑧の利用証は、白地にオレンジ色でプリント。

※障害者用駐車場の台数は限られております。障害者等ご本人が運転している場合、もしくは障害者等を乗せて介護者が運転している場合のみの利用をお守りください。

《問い合わせ先》

長崎県福祉保健部 福祉保健課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL (095) 895-2410

4. ヘルプマーク・ヘルプカード

義足などを使用している人や発達障害など心身に障害のある人、または認知症高齢者など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に伝え、援助を得やすくすることを目的に、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。

■ヘルプマーク

ヘルプマークは、鞆などに掲げて使用します。周囲の人に自分が援助を必要としていることを知らせるタグ形式のマークで、伝えたい情報などを記入することができます。

ヘルプマークを見かけた人は、声を掛けるなど思いやりのある行動をお願いします。



■ヘルプカード

ヘルプカードは、支援が必要なとき緊急連絡先や必要とする支援の内容を記入したカードを周りの人に提示し、支援を求めるカードです。



《配布方法》

- ・配布対象者 市内在住者で、心身に障害のある人や難病の人、認知症高齢者など、援助や配慮を必要としている人。(障害者手帳の有無は問いません)
- ・配布場所 福祉課、有明支所
- ・配布は無料 (一人1個まで)
- ・窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。(代理可)

5. NHK放送受信料減免

以下の条件に該当する場合は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

《全額免除》

- ① 身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、又は知的障害者（所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された人）がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ② 公的扶助受給者（生活保護、らい予防法、中国残留邦人等帰国支援受給者）
- ③ 社会福祉事業施設入所者（社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している人）

《半額免除》

- ① 視覚聴覚障害者が世帯主でかつ受信契約者の場合
- ② 重度障害者（身体、知的、精神）が世帯主でかつ受信契約者の場合
→身体障害(1・2級)、知的障害(A1・A2)、精神障害(1級)
- ③ 重度の戦傷病者

《手 続 き》

障害者手帳または療育手帳と印鑑をお持ちになり、福祉事務所に備え付けの『放送受信料（半額）免除申請書』に証明を受け、NHK長崎放送局へお送りください。

◎送付先 〒850-0051
長崎市西坂町1-1
NHK長崎放送局 営業部
TEL (095) 821-1188

6. 自動車税減免

減免できるのは、障害者1人につき普通自動車または軽自動車のいずれか1台に限られています。また、事業用のナンバー（緑ナンバー）は減免されません。

※障害の種別及び等級により減免を受けられない場合があります。

《対象となる自動車》

- ① 障害者または障害者と生計を一にする人が所有し、障害者本人が運転する自動車
- ② 障害者または障害者と生計を一にする人が所有し、専らその障害者の通学、通所、通院または生業のために生計を一にする人が運転する自動車
- ③ 障害者のみで構成される世帯が所有する自動車

《減免の対象》

本人運転の場合と家族運転の場合により、減免の対象となる障害の種別及び等級の範囲が定められています。（療育手帳はいずれもA1・A2のみ、精神障害者保健福祉手帳は1級のみ該当）

《手 続 き》

普通自動車

県南保健所内の県央振興局税務部島原出張所で減免の申請をしてください。障害者手帳または療育手帳と印鑑、住民票謄本もしくは健康保険証、運転する人の運転免許証及び車検証が必要です。

※普通自動車税については、すでに収めた税金が一部還付となる場合がありますので、速やかに申請してください。

県央振興局 税務部 島原出張所 0957-62-3375

軽自動車

軽自動車税の納期限一週間前までに税務課へ申請してください。納税通知書、障害者手帳または療育手帳、運転する人の運転免許証及び車両所有者のマイナンバーカードが必要です。

島原市役所 税務課 税政班 0957-63-1111(内線:176)

7. 所得税の障害者控除

納税義務者が障害のある人本人であるとき、又は同一生計配偶者や扶養親族が障害のある人であるときは所得税の障害者控除が受けられます。

《控除される額》

- ① 「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「療育手帳 A」をお持ちの人…40万円
- ② 「身体障害者手帳3級以下」、「精神障害者保健福祉手帳2級以下」、「療育手帳 B」をお持ちの人…27万円

※①の手帳をお持ちの人と同居しており、扶養親族としている場合は、障害者控除の額に加算があります。

40万円(障害者控除)+35万円(加算額)=75万円

《手続き》

給与所得者は、各職場の給与計算をする担当に申し出て控除手続きをしますが、その他の人は毎年3月15日までに税務署に確定申告をすることになっています。

島原税務署 0957-62-3281

8. 住民税(市県民税)の障害者控除

納税義務者が障害のある人本人であるとき、又は同一生計配偶者や扶養親族が障害のある人であるときは住民税(市県民税)の障害者控除が受けられます。

《控除される額》

- ① 「身体障害者手帳1・2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「療育手帳 A」をお持ちの人…30万円
- ② 「身体障害者手帳3級以下」、「精神障害者保健福祉手帳2級以下」、「療育手帳 B」をお持ちの人…26万円

なお、障害のある人本人の前年の合計所得金額が135万円以下のときは課税されません。

※①の手帳をお持ちの人と同居しており、扶養親族としている場合は、障害者控除の額に加算があります。

$$30\text{万円(障害者控除)}+23\text{万円(加算額)}=53\text{万円}$$

《手 続 き》

所得税の申告をした人は、住民税(市県民税)の申告をする必要はありませんが、他の人は市役所税務課に、毎年3月15日までに申告をすることになっています。

島原市役所 税務課 市民税班 0957-63-1111(内線:171・172)

障 害 年 金

1. 障害基礎年金（国民年金）

《支給要件》

- ① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者であった人で、日本国内に住所があり20歳以上65歳未満である間に初診日のある病気やけがで、障害認定日に1級か2級の障害の状態にあるとき。
- ② 初診日の前日にその前々月までの国民年金加入期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を併せて3分の2以上あること。

※ 保険料の滞納がある場合は受給できない場合があります。

R8年度の年金受給額(年額)・・・ 1級=1,059,125円 2級=847,300円

《手 続 き》

島原市役所市民窓口サービス課 窓口班（内線232）で手続きをしてください。

2. 障害厚生年金

《支給要件》

次の3つの要件すべてに該当しなければなりません。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日に、厚生年金保険の被保険者であること。
- ② 障害認定日の障害の程度が障害等級表の1級～3級であること。
- ③ 国民年金の障害基礎年金の保険給付要件を満たしていること。

《手 続 き》

諫早年金事務所にお問い合わせの上、手続きを行ってください。

住所 諫早市栄田町47-39 電話 0957-25-1662

【注意】※障害基礎年金、障害厚生年金の等級は、障害者手帳の等級とは必ずしも一致しません。

別途申請が必要で、審査により決定します。

手 当 等

1. 特別障害者手当

20歳以上であって、精神または身体の重度の障害により常時特別の介護が必要な在宅の障害者で、国民年金の1級程度の障害が重複するなどの著しく重度の障害であることを基本とし、政令で定める要件に該当する人に支給されます。(継続して3か月以上の入院が無いこと)

ただし、所得制限があります。

R8年度 月額 30,450円 (年4回に分け支給)

《手 続 き》

福祉事務所に備え付けの申請書及び必要書類を提出してください。

福祉事務所 (福祉課 障害福祉班)

2. 障害児福祉手当

20歳未満であって、精神または身体の重度の障害により常時介護を必要とする在宅の人に支給されます。ただし、所得制限があります。

R8年度 月額 16,560円 (年4回に分け支給)

《手 続 き》

福祉事務所に備え付けの申請書及び必要書類を提出してください。

福祉事務所 (福祉課 障害福祉班)

3. 特別児童扶養手当

身体、知的または精神に重度、中度の障害のある20歳未満の児童を看護する父母または養育者に支給されます。ただし、所得制限があります。

R8年度 月額 1級 58,450円 2級 38,930円 (年3回に分け支給)

《手 続 き》

福祉事務所 こども課 こども家庭班 (内線279) で手続きをしてください。

4. 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づきその生存中毎月掛け金を拠出し、保護者が死亡もしくは重度の障害者となった場合に、残された心身障害者に年金を支給する制度です。

《加入できるのは》

障害のある人を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）で、特別の疾病又は障害を持っていない65歳未満の人。

《心身に障害がある人とは》

- (1) 知的障害のある人（児童）（おおむねIQ75以下）
- (2) 身体障害のある人（児童）1～3級
- (3) (1)、(2)と同程度と認められる人（精神疾患）

《掛け金額》

保護者の加入時の年齢によって、9,300円(35才未満)～23,300円(60才以上65才未満)までとなっています。（1口あたり月額） ※年齢によって掛け金が異なります。

《年金支給額》

保護者が死亡又は重度障害になったときは、障害のある人に2万円（1口あたり月額）支給されます。

《弔慰金》

障害のある人が保護者より先に死亡したときは、加入期間に応じて次の弔慰金が支給されます。

(1口あたり)	H19年度以前加入者	H20年度以降加入者
加入期間1年～5年未満	30,000円	50,000円
加入期間5年～20年未満	75,000円	125,000円
加入期間20年以上	150,000円	250,000円

◎手続きについては、長崎県 障害福祉課へお問い合わせください。

雇用促進

障害者の雇用促進及び技能取得のために様々な施策がとられ、また各種の施設が設置されています。

《就職を希望する人は》

公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。障害者の雇用を担当する係官が配置されています。

職業安定所を通して職業訓練または職業能力判定を受けると①就職指導 ②職業訓練手当 ③職場適用訓練 ④判定を受けるための旅費の支給が受けられます。

詳しくは、島原公共職業安定所へお尋ねください。

島原市片町633番地 電話63-8609

《技能を身につけるには》

職業訓練校、または身体障害者更正指導所に入校して必要な技能を習得することができます。

区分	名称	訓練科目	入所・定員
国立	吉備高原障害者職業能力開発校 電話 0866-56-9000	機械製図・電子機器・OA事務・経理事務・◎システム設計・職業実務・職域開発	随時 75名
	福岡障害者職業能力開発校 電話 093-741-5431	コンピュータ製図・OAビズ社・総合実務・◎プログラム設計・商業デザイン・建築設計・流通ビズ社	毎年4月 150名
	鹿児島障害者職業能力開発校 電話 0996-44-2206	情報電子・デザイン製版・建築設計・義肢福祉用具・OA事務・パル・造形実務	毎年4月 100名
県立	長崎高等技術専門校 電話 095-887-5671	◎電気システム・◎自動車整備・溶接技術・◎建築設計施工・商業デザイン・観光・デザインビズ社・◎機械加工制御・◎配管設備	毎年4月 160名
	佐世保高等技術専門校 電話 0956-62-4151	◎電気システム・◎自動車整備・OAビズ社・建築設計施工・機械技術・溶接技術・塗装技術	毎年4月 140名

(注) 施設内訓練で訓練機関は1年、◎は2年、○は7ヶ月、△は6ヶ月。
科目が変わる場合があります。

関係機関一覧

県南地区の相談窓口は、

「長崎こども・女性・障害者支援センター（所在地 長崎市橋口町10-22）」です。

各相談の連絡先は以下のとおりです。

◎身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談

名 称		内 容	電 話
障害者支援部	更生相談課	身体障害者の相談	095-846-8905
		知的障害者の相談	095-844-6250
		障害支援部専用FAX	095-846-8920
	精神保健福祉課	精神障害の相談	095-846-5115
		こころの電話	095-847-7867
		入院患者用	095-847-0046

◎こどもの相談

名 称		内 容	電 話
こども・女性支援部 保護判定課・相談支援課		こどもの相談（児童相談所）	095-844-6166
		こども・家庭110番	095-844-1117

◎就業・生活の相談

名 称		内 容	電 話
障害者就業・生活支援センター ぱれっと		障害者の就業・生活の相談、支援	0957-73-9560

市内の障害者施設・事業所一覧

◎相談支援事業所

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
※はなえみ （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目 5732	0957-63-9700
※島原グリーンステーション （コスモス会）	湊道二丁目 7023	0957-63-4808
あいりす（悠久会）	片町 578-8	0957-73-9553
ライフサポートりよっと（松風会）	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
グッドアカデミー （しあわせ会）	中安徳町丁 4265	0957-60-4177
相談支援事業所 ACTしまばら （リハビリテーションケア）	萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955
発達相談センター ACTしまばら （リハビリテーションケア）	萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955

※島原市が障害者相談支援事業を委託

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
島原市通園施設 あいあい （島原市社会福祉協議会）	下川尻町 7895 島原病院内	0957-63-5144
光のフェアリー （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目 5732	0957-64-7065
児童デイサービス スマイル（悠久会）※1	片町 578-8	0957-62-3711
ACTしまばら 1（リハビリテーションケア）※1	萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955
ACTしまばら 3（リハビリテーションケア）	萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955
児童発達支援センターACTしまばら （リハビリテーションケア）	萩原二丁目 5004-1	0957-73-6955
PARKさくら（南高愛隣会）※1	宮の町 738	0957-64-5201
子どもシティー「城下」（城下）※1	新湊二丁目丙 1679-5	0957-64-7310
アステップ（コスモス会）※1	湊道二丁目 7023	0957-61-1579
放課後デイサービス あんなか （NPO法人 ウェルフェアしまばら）	中安徳町丁 1814-4	0957-60-4554
こどもの家	洗切町丙 6-8	0957-64-3220
こどもの家 花	洗切町丙 6-8	0957-64-3220
デイきらり（松風会）※1	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161

ミニナル ※1	新湊1丁目20番地	0957-61-0645
---------	-----------	--------------

※1 放課後デイサービスのみ

◎居宅訪問型児童発達支援

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
児童発達支援センター ACTしまばら （リハビリテーションケア）	萩原二丁目5004-1	0957-73-6955

◎保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
児童発達支援センター ACTしまばら （リハビリテーションケア）	萩原二丁目5004-1	0957-73-6955
デイきらり（松風会）	有明町大三東甲2150	0957-68-1161

◎居宅介護・重度訪問介護

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
島原居宅介護事業所 （島原市社会福祉協議会）	霊南一丁目17	0957-65-5530
ヘルパーステーション らいふ （島原市医師会）	萩原一丁目1230	0957-63-6600
生活支援センター とも （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目5743	0957-63-3739

◎行動援護

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
生活支援センター とも （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目5743	0957-63-3739

◎生活介護

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
TERRACEいろは（南高愛隣会）	宮の町738	0957-64-5201
島原グリーンステーション （コスモス会）	湊道二丁目7023	0957-62-5780
光のフェアリー （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目5732	0957-64-7065
松光学園（島原市手をつなぐ育成会）	立野町丙1900-19	0957-64-0187
島原療護センター（幸生会）	礪石原町甲1201-91	0957-64-5131
若菜寮（悠久会）	新田町605-2	0957-63-3850
銀の星学園（悠久会）	宮の町249-1	0957-62-2961
明けの星寮（悠久会）	宮の町626-1	0957-63-7280

きらり作業所（悠久会）	新田町 282-2	0957-73-9866
清華学園（松風会）	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
ありがとう（しあわせ会）	中安徳町丁 4265	0957-60-4177
健康生活サポート事業ひととき。	白土町 1071-4	0957-73-6555
ACTしまばら1 （リハビリテーションケア）	萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955
ネットワークセンター ひかり （島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目 5715-1	0957-73-6105

◎施設入所・短期入所

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
若菜寮（悠久会）	新田町605-2	0957-63-3850
銀の星学園（悠久会）	宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮（悠久会）	宮の町 626-1	0957-63-7280
清華学園（松風会）	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
島原療護センター（幸生会）	礪石原町甲 1201-91	0957-64-5131
ショートステイほのぼの（しあわせ会）※2	有明町湯江甲 876-1	0957-60-4528

※2 短期入所のみ

◎地域移行支援・地域定着支援

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
はなえみ（島原市手をつなぐ育成会）	萩が丘二丁目 5732	0957-63-9700
あいりす（悠久会）	片町 578-8	0957-73-9553
島原グリーンステーション（コスモス会）	湊道二丁目 7023	0957-63-4808
ライフサポート りよっと（松風会）	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161

◎就労選択支援

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
きらり作業所（悠久会）	新田町 282-2	0957-73-9866

◎就労継続支援A型

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
光（一般社団法人 光）	有明町大三東丁 296-1	0957-68-5229
島原むすびす（悠久会）	片町 578-8	0957-73-9555

◎就労継続支援B型

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
清華学園（松風会）	有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
きらり作業所（悠久会）	新田町 282-2	0957-73-9866
花ぞの（悠久会）	北門町 1 2 6	0957-64-3230
島原グリーンステーション（コスモス会）	湊道二丁目 7023	0957-62-5780
WORK しまばら（南高愛隣会）	宮の町 740-1	0957-73-9925
サンライズ（しあわせ会）	中野町丙 1383-2	0957-60-2746
LEAF（瑠璃の樹）	白山町 56-2	0957-62-8787
就労生活支援センター PLAT	新湊二丁目丙 2010-1	080-9101-0698
フクナル（合同会社Dainal）	高島二丁目 7147-1 メゾンD.F.102 号室	0957-61-0645
フクナル2nd（合同会社Dainal）	新湊 1 丁目 20	090-6635-0971
Believe（合同会社 Believe）	桜門町 2631-3	0957-61-1117

◎共同生活援助（グループホーム）

令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
清華ホーム（松風会）	有明町大三東甲 1715	0957-68-1161
HOME しまばら（南高愛隣会）	宮の町 738	0957-62-8739
ウイング（医療法人ウイング）	中野町丙 1175	0957-65-0880
都久志荘（悠久会）	新田町 284-2	0957-63-1673
グリーンハイツ（悠久会）	礪石原町丙 723-1	0957-65-5036
ひかり（島原市手をつなぐ育成会）	城内三丁目 1233-2	0957-63-0381
ひまわり（島原市手をつなぐ育成会）	城見町 3931-1	0957-63-0728
あい（島原市手をつなぐ育成会）	蛭子町一丁目 7458	0957-62-8222
ありあけ（ふれあいネットワーク・ピア）	有明町湯江甲 267-2	0957-68-5066
希望（野の花）	有明町大三東甲 2179	0957-68-2920
ほのぼの（しあわせ会）	有明町湯江甲 876-1	0957-60-4528
こころ（しあわせ会）	有明町湯江甲 876-1	0957-60-4528
そら色	栄町 8645	0957-61-1333

グループホームいこい	中野町丙 1383-2	0957-60-2877
------------	-------------	--------------

◎地域活動支援センター 令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
島原グリーンステーション（コスモス会）	湊道二丁目 7023	0957-63-4808

◎訪問入浴事業（市外の委託事業所を含む） 令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
島原市社会福祉協議会	島原市霊南一丁目 17	0957-73-9111
居宅介護事業所 たすかる（コスモス会）	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521

◎日中一時支援事業（市外の委託事業所を含む） 令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
銀の星学園（悠久会）	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮（悠久会）	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
清華学園（松風会）	島原市有明町甲 2150	0957-68-1161
TERRACEいろは（南高愛隣会）	島原市宮の町 738	0957-64-5201
普賢学園（山陰会）	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
デイ雲柿の木（ほかにわ共和国）	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
諫早療育センター（幸生会）	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
雲仙高原ハイツ（コスモス会）	南島原市深江町丁 6993	0957-72-5656
レスト（コスモス会）	南島原市深江町戊 3153-5	0957-65-1100
ブライト（コスモス会）	南島原市深江町丙 1925-1	0957-65-1800
ケアステーションあいの（星のくま）	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
ぬく森生活介護（合同会社ぬく森）	雲仙市国見町多比良乙 22-1	0957-61-1195

◎移動支援事業（市外の委託事業所を含む） 令和8年4月1日現在

事業所名（設置者名）	所在地	電話
ヘルパーステーションらいふ （島原市医師会）	島原市萩原一丁目 1230	0957-63-6600
生活支援センター とも （島原市手をつなぐ育成会）	島原市萩が丘二丁目 5732	0957-63-3739
居宅介護事業所 たすかる（コスモス会）	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521
ホームヘルプステーション ほっと （南高愛隣会）	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0332
島原居宅介護事業所 （島原市社会福祉協議会）	島原市霊南一丁目 17	0957-65-5530

ヘルパーステーション結（合同会社 結）	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
---------------------	-------------------	--------------

●島原市地域生活支援拠点等事業 登録事業所名簿（緊急時当の受入対応支援）

1. 相談支援事業所 令和8年4月1日現在

事業所名	所在地	電話
はなえみ（島原市手をつなぐ育成会）	島原市萩が丘 2-5732	0957-63-9700
島原グリーンステーション（コスモス会）	島原市湊道二丁目 7023	0957-63-4808
グッドアカデミー（しあわせ会）	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
ライフサポート りよっと（松風会）	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
ACTしまばら （リハビリテーションケア）	島原市萩原二丁目 5004-3	0957-73-6955
あいりす（悠久会）	島原市片町 578-8	0957-73-9553

2. 緊急時の受け入れ・対応（1. 相談支援事業所と連携） 令和8年4月1日現在

事業所名	所在地	電話
銀の星学園（悠久会）	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮（悠久会）	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
若菜寮（悠久会）	島原市新田町 605-2	0957-63-3850
清華学園（松風会）	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
ショートステイほのぼの（しあわせ会）	島原市有明町湯江甲 876-1	0957-60-4528
島原療護センター（幸生会）	島原市礪石原町甲 1201-91	0957-68-1161
ショートステイ あけぼの学園（八幡会）	雲仙市小浜町北木指 3143	0957-88-2122
自然寮（山陰会）	南島原市深江町戊 3880-1	0957-72-5393
八雲寮（ほかにわ共和国）	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
メープル レインボー（コスモス会）	南島原市深江町戊 3152-10	0957-72-6294
ブライト（コスモス会）	南島原市深江町戊 2970-2	0957-65-1800

◎社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電 話
島原市社会福祉協議会	島原市霊南一丁目 17	0957-63-3855
島原市社会福祉協議会有明支所	島原市有明町大三東戊 1352-1	0957-65-9090

◎行政機関

名 称	所 在 地	電 話
島原市福祉保健部福祉課（福祉事務所）	島原市上の町 537	0957-63-1111 (内線 273・274・333)
島原市保健センター	島原市霊南二丁目 45	0957-64-7713
長崎県県南保健所	島原市新田町 347-9	0957-62-3289
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10-22	095-844-5132
長崎県発達障害者支援センター しおさい	諫早市永昌東町 24-3	0957-22-1802

◎就労支援

名 称	所 在 地	電 話
ハローワーク島原	島原市片町 633	0957-63-8609
障害者就業・生活支援センター ぱれっと	島原市片町 578-8	0957-73-9560

◎障害者虐待防止

名 称	所 在 地	電 話
島原市障害者虐待防止センター (島原市福祉課内)	島原市上の町 537	0957-63-1111 (内線 273・274・333)

障害者相談員

障害者の更生援助に関し、本人またはその家族等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及に関する業務を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的として障害者相談員が配置されています。

区分	氏名	住所	電話
身体障害者 相談員	塩川 富子	島原市有明町大三東戊 1022-14	68-2034
	池上 直幸	島原市片町 670-15	090-2585-1780
知的障害者 相談員	本田 和弘	島原市有明町湯江甲 1391-9	090-3663-9332
	高原 正	島原市大下町丁 2405-25	64-4357
	前田 幾美	島原市新山一丁目8719-9 田浦貸家1号	090-2583-3611

身体障害者福祉協会に加入されませんか

島原市身体障害者福祉協会では、市内在住の身体障害者が任意で加入している団体です。

協会として様々な行事を行うことにより、会員の親睦を深め、障害者福祉の向上に努めています。

秋の研修旅行や研修会、ボウリング大会やグラウンド・ゴルフ大会などを開催し、各種障害者スポーツ大会にも積極的に参加しています。

ぜひ島原市身体障害者福祉協会に加入しませんか。詳しくは下記へお尋ねください。

《お問い合わせ》

島原市身体障害者福祉協会

事務局：島原市霊南1-17 島原市社会福祉協議会（島原市福祉センター内）

TEL：0957-63-3855 FAX：0957-62-3522



島原市福祉事務所

【お問い合わせ先】

・島原市福祉保健部福祉課（福祉事務所）

障害福祉班 TEL0957-63-1111(内線273・274)

FAX0957-62-2923

・有明支所

TEL0957-68-1111(内線506)